

第九十三回

参議院内閣委員会会議録第十一号

(一四九)

		昭和五十五年十一月二十八日(金曜日)	
午前十時三十分開会			
委員の異動			
		十一月二十八日	
辞任			
松垣徳太郎君		岡部　三郎君	(総理府総務長官)
木島　則夫君		伊藤　恵造君	(行政管理庁長官)
降矢　敬雄君		岡部　惠造君	(防衛庁長官)
出席者は左のとおり。			
委員長			
林　　遠君		角田禮次郎君	中山　太郎君
理事		藤井　貞夫君	中曾根康弘君
木島　則夫君		金井　八郎君	大村　襄治君
伊藤　郁男君		龜谷　禮次君	
伊藤　郁男君		堀内　光雄君	
竹内　潔君		佐々　淳行君	
矢田部　理君		林　伸樹君	
板垣　正君		佐倉　尚君	
岡田　広君			
岡部　三郎君			
源田　中西			
岡口　中西			
林　　中西			
野田　中西			
片岡　中西			
山崎　中尾			
秦　　昭義君			
安武　洋子君			
泰　　昭範君			
豊君　昇君			
本日の会議に付した案件			
○理事補欠選任の件			
○臨時行政調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)			
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)			
○同和対策の充実に関する請願(第八九六号)			
○新潟海運局の存置に関する請願(第七七七号外一五件)			
○新潟海運局廃止反対に関する請願(第七六五号外一五件)			
○新潟海運局の存置に関する請願(第七七七号)			
○軍事費の大幅削減に関する請願(第一九八六号外一件)			
○軍事費の大幅削減に関する請願(第一九八六号外二件)			
○北九州財務局廃止に関する法案に反対し、財務局の福岡市存置に関する請願(第五一二二号外三六件)			
○戦後強制抑留者の待遇改善等に関する請願(第四一四号)			
○決議の即時具体化に関する請願(第一三〇六号)			
○退職手当法改正反対に関する請願(第四一二二号外一五三件)			
○同和対策事業特別措置法の一部改正に伴う附帯決議の即時具体化に関する請願(第一三〇六号)			
○鉱山保安行政の縮小反対等に関する請願(第一五〇七号)			
○定年制法制化反対等に関する請願(第二一九八号外二九件)			
○公務員給与に関する人事院勧告完全実施等に関する請願(第二三八九号)			
○委員派遣に関する件			
○委員長(林遠君)　ただいまから内閣委員会を開会いたします。			

本日、木島則夫君及び降矢敬雄君が委員を辞任され、その補欠として伊藤郁男君及び関口恵造君が選任されました。

○委員長(林道君) 理事の補欠選任についてお詫びいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、この際、理事の補欠選任を行いました

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に伊藤郁男君を指名いたします。

○委員長(林道君) 臨時行政調査会設置法案、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、防衛省職員給与の一部を改正する法律案、以上五案を括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 私は、主として行政管理庁の長官に対しても、第二次臨調設置に当たって、その運営とかあるいは今後の行革問題についての基本的な考え方を伺いながら、あわせて長官に対して幾つかの私ども感じている実情について御報告を申し上げて、それに対する認識をお伺いをいたしたいと考えているわけです。

まず一つは、本委員会で今回もブロック機関の統廃合についての法案を審議をしたわけでありますけれども、今後もまた行政改革が大きな課題になつてはいるわけです、これを進めていくに当たつて何回か国会審議の場でいろんな角度から議論になっているわけですが、高級公務員の天下りの実態あるいは特殊法人の役員を公務員をやめた後渡り歩いている、この実態に対しても私はきつとした整理をしていかなければ、第一線の現

場で働いている公務員諸君にこれから政府が進めていく行政機構改革についての率直な協力を得られないんじやないか、こういう懸念を持つものなどです。

参考のために幾つかの例を挙げてみますと、七十の特殊法人の役員の実態を調べてみると、役員数が四百四十四名。この四百四十四名の役員数に対しても、それぞれの公社公團等からの内部の登用の役員は十分の一にも満たないわずか四十名、そして民間からその経験を買われて登用された役員が三十三名、これに対して公務員を退職をしていわゆる天下り公務員、こういう形の役員が実際に三百五十六名、パーセントにして八〇%以上これを公務員が占めているわけです。そしてその実態、個々にわたると私は個人の名誉にかかることがありますから申し上げませんが、公社公團の役員を四つも五つも十数年間にわたって渡り歩いて見る、その都度大変な高額な世間からその実態を見ればかなりまゆをひそめるような形の退職金を受けている。政府が、公社公團の役員のいわゆる渡り鳥について年数あるいは回数について闇議決定で制限をしたことがありますが、必ずしもこれは守られていない、依然として渡り歩きの状態が続いているという実態、具体的な資料を私ここへ持っておりますけれども、時間の関係がありますし、個人にわたる問題もありますので、これは省略をいたします。

それから、高級公務員の地方自治体へのこれもいわゆる天下りの実態、これを見ますと、四十七都道府県に対して自治省から派遣をされている公務員が二百四十二名、その他の省庁から都道府県に派遣されている役員が四百七十名、合わせて七百十二名という公務員が都道府県の総務部長あるいはその他の重要なポストに配置をされているわけです。一県当たり平均十五人という状態ですか

こういう状態が、やはり第一線の長い間その公社団で積み上げてこられた職員あるいは都道府県でずっと勤め上げてきた地方公務員の人たちの勤労意欲を阻害をし、そして部内に違和感を醸成をしている状態なんですね。こういう状態を私ははじめをつけていかなければ、政府がこれから臨時行政調査会を設置をして行政機構のあるべき姿についてメスを入れていこうとされても、この実態が放置をされたまままで機構だけをいじつて、これでは私は本当の共感を持たれるような行政改革になつていかないんじやないかと思うんです。

こういう実態についての行政管理庁長官の基本的な考え方を伺いたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 遺憾ながら野田委員が御指摘になつたような事実は否定し得ないと

思いますし、これはまことに申しきれないような状態が継続しておると思います。この中で特にわれわれが関心を持っておりますのは、いわゆる高級公務員の天下りの問題でございまして、やもすれば、各省庁が公社公團を自分の植民地のように思つてそこへ人事を張りつける、そういうシェアを争つておるような感もなきにしもあらずで、そういう批判もございます。これらの点につきましては、今まで内閣も幾つかの制限を設けて規制してきたところでござりますけれども、御指摘のとおり必ずしも成果が上がつておるとは申されません。やはり部内の優秀な人を簡拔する、そうして励みをつけるとかあるいは民間人を思い切って登用するとか、そういうもう少し斬新的な措置をやる必要があるよう私を感じております。

それから、地方公共団体に対する中央からの派遣でござりますけれども、最近は特にそういう現象が目立つてしまつました。地方自治体発足当時はこれほど多くはなかつたのでござります。恐らく、これは補助金やらあるいは許可認可等々の關係で地方が中央に依存する形がかなり出てきた

第一にはやはり地方公共団体がしっかりと置いてあるわけだと思います。しかし、それと同時に中央の干渉を排除するということもわれわれとして考えなければならない点でございまして、これらの点につきましては、自治省ともよく相談してその弊害を是正するようにしてまいりたいと思います。

○野田哲君 きょうは、長官もゆうべ大変遅くまでこの席へおられましたし、私どももこの内閣委員会ゆうべ十時までやつておりますので、質問の細かい点について政府委員を通じてもお耳に入つてないと思うんですけれども、率直にこの場での幾つかの問題について伺いたいと思うんですが、毎回の行政機構改革で地方事務官の問題が議題になり、いついつまでに整理をすると言ひながらそれが伸びてしまつ、また持ち越される、こういう状態の繰り返しが続いています。中曾根長官も長い閣僚経験もお持ちでありますから、予算委員会等でそのいきさつについて担当大臣ではなくても質問のやりとりをお聞きになつたことがあるんじゃないかと思いますが、地方自治法が発足をしたときに、その附則で「当分の間」ということで地方事務官という制度が置かれました。それで三十五年近くになろうとしているわけです。

普通使われる日本語で当分の間というのは、せいぜい一ヶ月か二ヶ月というのが当分の間という日本の言葉の常識だろうと思うんですが、地方自治法での「当分の間」という言葉は、実に三十年以上当分の間として続いている驚くべき状態があるわけなんですが、この問題については地方行政委員会で地方自治法の審議の際に何回か決議をされています。それから、予算委員等の、あるいは内閣委員会、地方行政委員会等で関係大臣からお答えがあつて、特に行政管理庁長官あるいは総理等から、地方公務員に移管をする、こういう形で速やかに決着をつけるという答弁やらあるいはそ

の趣旨に沿った決議が各党一致でされている。これがいまだに整理がついていない。結局ネットはどこにあるのか。これは各省のやはりなわ張りです。労働省あるいは厚生省、自治省、そういうところのそれぞれ職業安定所や社会保険事務所や陸運事務所を所管をしている各省のなわ張りがこの問題のネックになっているわけなんです。これはひとつせひ勇断を持つて結論をつけていかなければならぬんじやないかと思います。

なお、あわせて結局、これは今まで国会でも何回も議論をされている問題でありますから、政府自身が判断として早急に決着をつけるという方向に向いていくのか、それとも今度設置をされようとする第二次臨時行政調査会の中へこれを持ち込まれるのか、その辺も含めて長官の考え方を伺いたいと思うんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 地方事務官の問題は、第一次臨調の答申でも御趣旨に沿った答申が出ておりまして、当分の間と云うのは、今日までじんせん日をむなしやうした感がありますのはまことに遺憾にたえません。私いたしましては、いま当面の国会関係そのほかの仕事が終りましたら、できるだけ早期にこれを解決すべく努力に入りたいと、こう思つております。

第一次臨調との関係につきましては、第二次臨調が成立した暁に委員の皆さんの御意見も承つて、その御趣旨に従つてどちらでどういうふうにするかということも話してまいりたい、こう思つております。

○野田哲君 これから第二次臨時行政調査会を設置をしてあるべき行政機構の問題について検討を願う、こういうことになれば、一つの大きな課題としては行政機構、役所の機構をどうするかということ、もう一つは公務員の数を一体どうするのか、こういう問題が大きな課題になつてくると思うんです。

特に、これらの財政再建問題とかなりの何かわりを持っているわけですが、財政再建問題とのかかわりで言えば、私は政府の広報として大蔵省

が発行をしているこの「財政再建を考える」、このパンフレットがあります。これを見ると、大蔵省も率直な数字を出しているなあという感じを持つて受けとめたわけです。が、各国の人口千人当たりの公務員数というのをここに因りてこう出して

か、先進主要国の中では一番低いという状態がはつきり数字であらわれています。イギリスが人口千人当たり公務員の数が百五・四人、西ドイツが八十二・六人、アメリカが八十・七人、フランスが六十七・四人、これに対して日本は四十五・二人、こうなっているわけです。これはいわゆる軍隊も入つてているわけですから、日本でのこの数字から自衛隊を引くと四十人ぐらいになるというふうに数字の上でははつきり示されているわけです。

ですから、これを見ると世間一般で認識されてゐるよう、日本の公務員は非常に多い、こういふ認識とは全然これは違つ数字です。そうして、しかも最近の公務員の増員というのはほとんど現場関係、病院の看護婦さんとか、あるいは学校の教員とか、あるいは保育所の保母さんとか、そつとうに占められていて、いわゆるデスクワークに携わる一般職の公務員というのはほとんどふえていなし、国家公務員の場合で言えば百二十何万人という総数の中で一般職の公務員といふのはわずか二十数万人という状態がはつきりあらわれているわけです。

こういう状態に対しても行政管理庁長官としてはどのような御認識をお持ちなのか、この数についてこれから基本的にはどういう形で対処されようとするのか、これをお伺いしておきたいと思いま

す。この問題につきましては、私も太田薫委員が、大体、運営としては委員が決まってから委員の皆さんのが相談されることですから、長官として心にして運営はおいおい決まっていくと思うんです。第一次臨調がかなり膨大な答申を手がけられました。その運営につきましては、私も太田薫委員は何回か、運営とかあるいは検討する課題についてのお手伝いをした経験もあるわけであります

が、大体、運営としては委員が決まってから委員

が政策力とか、あるいは廉潔性とか勤勉性とか、そういうような面を見ると、やっぱりフランスと日本の公務員あるいは公務員制度というのほんと優秀である。政策の継続性とか先見性といふものにおいては、やはり私也非常に優秀である

とそう評価しております。

しかし、これは国際比価で見た場合でありまし

て、国内的比価で見ますと、日本の労働者の生産性はまた抜群であるわけです。それで、日本の国民は疑問の問題が出てまいります。そういう面から国民の批判もあるんだろうと思います。また、一

面においては、非常に忙しくて非常によくやつてゐるところもありますし、場所によつては、暇で新聞を読んでいるというようなところもあるわけです。これらのものをうまく調整して、みんな生きがいを感じて働くようにするということが公務員制度及び管理の大重要なポイントであると、そう思つております。そういう面から、行政管理庁としても諸般の改革も加え、また公務員を激励するようにならなくていいと、そう思つております。

○野田哲君 これから設置をされる臨時行政調査会、今度は九人ということになつております。人選等の問題、この前、本会議で長官にお伺いをしてお答えをいただいておりますので、重複は省きます。今後の運営につきましては、九人の方々が選ばれ、会長が互選をされた上で、まあ互選か、

段階になつてくると、やはり公務員の諸君いろいろ心配が出てくると思いますし、この前のプロック機関の問題のときにも、ここではいろいろな議論になりました。熊本の財務局がやり玉に上がつてたものが、国会が変わつてみたら今度は北九州の方がやり玉に上がつたとかいうことで、こればかり現場の公務員の方たちは心配がつた経験を持つてゐるわけです。

先ほど来、国際的な比較での公務員の数の問題、そして公務員としては国際的に比較をした場合には数も多くないし、質も高いと。しかし、まあ民間のあれに比べれば、さらに公務員も努力しては生首を切つたり、あるいは無理な配置転換、たとえば福岡で勤務している公務員が行政機構の改廃のために、子供たちが福岡の高等学校や中学校へ行つてゐるのに熊本へ無理やりかわらなければいけないとか、こういうようなかなり無理なことが心配されるわけですから、そのようなことなどについてはできるだけ本人の事情、意向等も尊重しながら、無理な強制配転とか、あるいは出血をしないといつようなことをぜひ配慮の中に入れなければいけないとか、こういうようなかなり無理なことがでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君) プロック機関整理の際につけられました附帯決議につきましては、ここで御答弁申し上げましたように、これを尊重してまいりたいと思います。

が、パンフレットがあります。これを見ると、大蔵省も率直な数字を出しているなあという感じを持つて受けとめたわけです。が、各国の公務員数というのも受けとめたわけですが、各国の人口千人当たりの公務員数というのをここに因りてこう出しては世間一般で認識されているほど多くないどころか、先進主要国の中では一番低いという状態がはつきり数字であらわれています。これは経済白書にも出てゐるわけですけれども、これを見ると、日本の公務員数というのをここに因りてこう出しては世間一般で認識されているほど多くないどころか、先進主要国の中では一番低いという状態がはつきり数字であらわれています。イギリスが人口千人当たり公務員の数が百五・四人、西ドイツが八十二・六人、アメリカが八十・七人、フランスが六十七・四人、これに対して日本は四十五・二人、こうなっているわけです。これはいわゆる軍隊も入つているわけですから、日本でのこの数字から自衛隊を引くと四十人ぐらいになるというふうに数字の上でははつきり示されているわけです。

ですから、これを見ると世間一般で認識されてゐるよう、日本の公務員は非常に多い、こういふ認識とは全然これは違つ数字です。そうして、しかも最近の公務員の増員というのはほとんど現場関係、病院の看護婦さんとか、あるいは学校の教員とか、あるいは保育所の保母さんとか、そつとうに占められていて、いわゆるデスクワークに携わる一般職の公務員というのはほとんどふえていなし、国家公務員の場合で言えば百二十何万人という総数の中で一般職の公務員といふのはわずか二十数万人という状態がはつきりあらわれているわけです。

こういう状態に対しても行政管理庁長官としてはどのような御認識をお持ちなのか、この数についてこれから基本的にはどういう形で対処されようとするのか、これをお伺いしておきたいと思いま

す。この問題につきましては、私も太田薫委員が、大体、運営としては委員が決まってから委員

の皆さんのが相談されることですから、長官として心にして運営はおいおい決まっていくと思うんです。第一次臨調がかなり膨大な答申を手がけられました。その運営につきましては、私も太田薫委員は何回か、運営とかあるいは検討する課題についてのお手伝いをした経験もあるわけであります

が、大体、運営としては委員が決まってから委員

第一次臨調に際しましては、これは前に申し上げましたように、委員の自主性を尊重して、そして前提条件等はつけないで、フリー・ハンドで御判断を願うのが適当であると思ひます。

さりながら、やはりこういう時代でございますから、本委員会におけるいろんな問答やあるいは行政管理を行う上から見まして、公務員の立場をよく考えて、慎重な配慮をするということは当然予想されると私は思つております。これらの点につきましては、岩垂委員の御質問に対しまして内閣委員会で御答弁申し上げたとおりであります。

○山崎昇君 余り時間がありませんので、最初集約して行管長官、総務長官、人事院総裁、防衛庁の長官、一括して質問します。

順次ひとつ答弁願つて再質問したいと思うんですが、まず行管長官に一点お聞きしておきますが、いま野田委員から天下りの問題が出来ました。そこで私は、この天下りの中でも最も特徴的なのは自治省であります。自治省の定数を二十名から二十五名ぐらい上回っております。毎年採用者が、これを全部地方に配置して、二年ぐらいたつと、また引き上げていく。そのときにまた新しい者を配置をする、こういうやり方をとっています。これがどういうことを起こしているかというと、同じ大学を出て中央で採用された者は二十七、八歳で課長で出でいく。地方に採用された者は管々として地方でやつて、四十、五十近くなつてからやつと課長ぐらいになつていく。こういう問題がやはり出てきておる。

それからさらに、いまのやり方を見ますといふと、総務部長、財政課長、地方課長、振興課長、各部の主管課長、あるいは各部の部長、ほとんどはこれ中央出身者です、配置された者ですから。そして、その人事異動は中央の都合によつて人事異動が行われる。任期途中であろうが何であろうが、引き上げられる。こういういまやり方が横行しているんです、正直に申し上げまして。そしてこれらのポストというのは、あたかも指定の職みたいに中央で次から次と人がかわつて送られて

いく。だから各自治体の組合等で天下り反対といふので、赴任する人は大変です、駅頭で文句を言つたり、あるいは仕事場で文句を言われたり。

こういうことを考えますと、真剣に私はこの中央省庁から送られます天下りといふものは考えてもらいたい、こう思つています。

そして私は、何かしら戦前の行政科試験というのが復活しているんではないか。人事院のやつております試験というのは採用試験です。しかし、

実際は特定の者は戦前の行政科試験が復活したよ

うな状態になつておつて、そして採用された者は

最初行くときは、地方では見習いと称している。

こういうやり方は戦前です、これは。ですから、私はこういうやり方は第二臨調で議論されると思

いますけれども、行管庁も十分こういう点は配慮して、この天下りの問題については対処してもら

いたい、このことをまず長官に申し上げて答弁を願つておきたいと思います。

それから、総務長官にお尋ねいたしますが、私は間もなく給与法等が採決になると思う。しかし、

一番懸念に思いますのは、あなた方がつくつて公正な第三機関だと称する人事院勧告がセツト論

は間もなく給与法等が採決になると思う。しかし、

これを全部地方に配置して、二年ぐらいたつと、また引き上げていく。そのときにまた新しい者を

配置をする、こういうやり方をとっています。こ

れがどういうことを起こしているかというと、同じ大学を出て中央で採用された者は二十七、八歳

で課長で出でいく。地方に採用された者は管々として地方でやつて、四十、五十近くなつてからやつと課長ぐらいになつていく。こういう問題がやはり出てきておる。

それからさらに、いまのやり方を見ますといふと、

二点としてまず総務長官にお聞きをしておきま

す。

それから、人事院総裁に私は三点ほどお聞きい

たしますが、一つは、この委員会でもたびたび私

はノンキヤリアの問題を取り上げました。今度人

はついに基づいて係長クラスを何か三十名ぐ

らうと同時に、ややもすれば新たな差別が生まれてくる可能性もあるんではないか、こう私は感ぜざるを得ません。しかし、あなたは私の質問に対し

て新たな差別を導入するようなことはいたしませんと、こういう答弁でありますから、それとの関連でこれから係長クラスなんかの研修というのはどういう計画でやつていかれようとするのか、あ

わせてその点もお聞きをしておきます。

それから第二に私はお聞きしておきたいのは、

きのうは質問いたしましたが、私がこれまで大変重要な場面に至つているん

じやないか、最近の人事院の報告は見ておりませ

んけれども、どうも聞くところによりますとい

うと、かなりやはり事故者が多いように私も聞いております。したがつて、公務員の健康管理とい

う問題について人事院はこれからどういうふうに

やつていられるのか、その点が第一点。

それから第三点は、総合的検討が行われまして、

五十年ぐらいまでに結論が出されて、六十年ぐらいいから公務員制度全般について何か方針を出す予定になつておるようですが、それはそれで検討はされるんだと思うんです。しかし私は、

個々の公務員にとりましては、給与制度がどうなつていくのか、任用制度がどうなるのか、試験制度がどうなるのか、これは大変重要な課題であ

ります。本人の利害にも直接これは関連のある問題でありますから、したがつて、当該する労働組合等と十分な意見の交換があつてしかるべきで

はないか、そういう意味では組合との交渉をどう

です。

それから第四点は、それは恒久的な内容になるわけであります。これは事実上定期昇給が停止されています。こういうものを放置しておいたんじゃ困る

したが、その中でも私が指摘した一つに、枠外者

の問題があります。私は委員会でたびたび申し上げま

したが、その中でも私が指摘した一つに、枠外者

の問題があります。これは事実上定期昇給が停止

されています。こういうものを放置しておいたんじゃ困る

したが、その中でも私が指摘した一つに、枠外者

の問題があります。私は委員会でたびたび申し上げま

運用上も今後十分注意してまいりたいと考えておる次第でござります。

それから第二の、公務員の健康管理のことについてお話しをいたしまして、まことに感謝いたします。えません。人事院といたしましては、毎年一回公務員の死因調査その他をやっております。そう世間一般とむろん変わったことはございませんですが、やはり特殊な成人病でありますとかそれから循環器系統、それから心臓の関係、そういうようのな疾患が多くなっておりますし、またいわゆる管理者病といいますか、ストレスということに基づく自殺その他の原因というのもふえる傾向にあるということは事実でございます。

したがいまして、これにまつするためには、実な、計画的な健康管理というものをやつていかなきやならぬということはわかれわれも痛感をいたしております。そのためには、御承知のように、ここで具体的な例は挙げませんが、定期的な健康診断その他あらゆる手を通じて気をつけておるつもりでございますが、まだまだ忙しくてなかなかかそういうものは行く暇がない、診断を受けるといまがないとか何とかというようなことでそういうものを受けないというようなことがあって、知らぬ間に病勢が進行するとか、いろんなことが出て

おることも事実でございます。
しかし、公務災害を言う前に、まず第一に大事
なのは健康管理であるということは御指摘のとおりでござりますので、われわれいたしましては、
今後もさらにこの点については精力的にやっていきたいと、かようと考えております。

それから第三の、今回の夏の勧告で、人事院とい
ふたしましてはいろいろな情勢が変化しつつある中
において、これに対応するために人事諸制度とい
うもの、給与、任用その他全部を通じまして総合
的な検討を開始すべき時期に来ておるのではない
かという提言をいたしたのであります。大体、い
ま山崎委員も御指摘になりましたように、私とい
たしましては六十年あたりに実施をしていくとい
う、提案のこれは実施をしていくという日途のも

とに、五十八年度あたりをめどにして大体の方向

そういうものを打ち出したいということで、いま事務当局を督励いたしまして作業に入つております。その間においていろいろ御意見を承つてまいることになると思いますが、特に自分自身の身分に關係することですから、組合關係が一番直接的

とがござりますので、実態については一層突き進んだ調査をやりまして、打つべき手は打っていくと、結論が総合的に出るまではほうておくといふんじやなくて、必要な措置は今後とも機会のあることに打っていくという配慮はいたしたいと思つております。

○國務大臣(大村襄治君)　お答えいたします。
防衛廳職員の給与につきましては、一般職の国
家公務員の給与と均衡をとつて定めております
が、御指摘のごいいましたとおり、大変複雑な体

したいと考えておるとこころでございます。
なお、詳細については、必要があれば政府委員
に説明さたいと思います。

ではその傾向は大変いいことであろうというふうに評価をいたしておりまして、いろんな機会を通じましてこれについての話し合いは積極的に、さらに精力的に進めてまいりたいことを申し上げておきたいと思います。

それから、次の当面の問題でございまして、三
点ございます。

——つは 案外者の問題でござりますか これは全然放置してそのままにしておくという意味ではございません。特に、いまちょっとほかの問題でもお触れになりましたように、六十年の基本的な問題が結論が出るまでほんんなことがあっても

ほつたらかしだというような、そういう投げやりな、また無責任なことは考えておりません。実は、

高齢者の昇給停止等の問題もございましたし、また各省庁における枠外者の実態といふものも毎年注意を持って調べております。その結果、例年ほど放置しがたいと認められる者がなかつたということなこと、それと高給者の昇給停止との絡みとか、そういう問題で本年は措置をしなかつたわけであります。号俸延伸の措置は講じなかつたわけですが、しかしながら枠外者の数がふえでまいります傾向は無視できません。そういうこ

まいという考え方をいたしております。

以上でございます

。たしております。

先ほど、昨日の曹長新説に伴う私の答弁でござりますが、真剣に本当に検討しておるのかと、こないうお尋ねでございます。研究の状況はどうなつておるかということについてまず申し上げますと、五十三年四月以来、この給与問題につきましての学職経験を有する方々七名をお願いをいたしまして、防衛廳職員給与制度等研究調査会といふ研究会をつくりまして、過去五回、給与問題の基本にかかる諸問題について検討いたしております。

なお、この研究調査会は、念のため申し上げますが、非八条機関——国家行政組織法に基づくところの諮問機関ではござませんで、人事教育局長が参考意見を伺う、こういう研究会でございます。

この研究課題には、実は山崎先生が過去において御指摘をいただきました俸給表の簡素化、複雑怪奇になつておりますのを、たとえば参事官等俸給表と一般職事務官俸給表を統一してはどうかと

いう問題点、あるいは調整率の問題——御趣旨の
ように調整率、超過勤務を認めておりませんので、
一般職の公務員、警察官の一ヶ月平均の予算額二
十一・五時間の超勤を調整率として本俸加算をし
ております。これが二十九年決定の数字でござい
ますので、再検討したらどうかという点、あるいは
は調整率と今度は参事官等俸給表の適用を受ける
職員に支給される管理職手当との関係、あるいは
ただいま御指摘の將(一)、將(二)という、同じ将であ
りながら二つあるのはおかしいではないか、一本
化せよという問題あるいは各階級の基準俸給表
の一般職俸給表との対応の仕方に問題があるんで
はないか、こういう点、あるいは先ほどお話を出
ました調整手当、これは防衛庁の場合には甲地
八%及び六%、乙地三%、こういうことになつて
おりますが、異動あるいは入港等が多いという理
由で、警察予備隊の時代からの伝統のようござ
いますが、そういう均衡を図つて平均化しておる
というやり方が地域給の本質に反するんではない
かという御指摘、さらには医療費の問題、先生御
指摘の問題は全部実は検討課題に挙げて真剣に
やつておるところでございます。

また、御指摘がございましてから、人事担当者
を欧米に派遣をいたしまして、各国の軍隊の給与
の状況、これの調査も資料を持ってまいりまして、
その翻訳がほぼ完成した段階でござります。そ
ういう意味で、決して先生の過去の御指摘等閲覧
して何もしなかったということではございません
ん。

それから曹長の問題について、昨日私の答弁に
関連いたしまして、ただいま、やはり職に対しても
給与を与えるべきである、一階級高くなつて責任
が重くなっているのに対してもわざか三百円とはお
かしいという御指摘でございますが、まさに御指
摘のとおりでございます。自衛官俸給表を先生よ
く御承知のように点検してみると、二佐以下十
三階級、今度もしも曹長が認められると十四階
級になりますが、これが警察予備隊以来のその歴
史的な事情によりまして、公務員(特三等級以下

公務員(一)及び(二)のわざか七つの等級の中に十四階
級がひしめいておる。特に一番ひどいのは昨日申
し上げました公務員(一)の五等級でござります。こ
れには三尉、准尉、一曹、二曹と、四階級がこの中
に入つております。これまで曹長を入れますので格
差がどうしても小さくなる、この点は昨日申し上
げましたとおり問題点でございまして、これは給
与体系全体の見直しを待つまでもなく、なるべく
早く検討をし、改善をし、曹長になった方々の士
氣高揚、待遇の改善に努めたいと考えております。
将(一)、(二)が分かれているのはおかしいではない
かという点でございますが、これは御承知のよう
に将(一)は指定職、いわゆる指定職ボストでござ
います。指定職ボストを獲得をいたしまして、何と
か将を一つの給与体系にいたしたいと、かように
おお将(二)というのが三十九残つておりますが、過
去において少しずつ、徐々に改善方向に向かって
おるということをお答え申し上げたいと思いま
す。

それから、将補が行(一)というのをおかしいでは
ないかと、これもかねてから御指摘でございま
すが、これは改善をされまして、この問題は解決
をいたしました。今後行(一)ということで格づけを
してまいることになつております。なお、その他いろいろな問題がございますが、
根本的な見直しに関しましては、御承知のように
全公務員の給与体系の中における防衛庁職員給与
法でござりますので、横並び、特にその準用いた
しております公務員との関連を十分勘案しながら、
たとえば曹長とか准尉だとつかくる。しかし給与
のたてまえになつてくると何にも変わってこな
い、困つておりますと、こういうことです。何
かい私は、そういう戦前の、そういう身分だけ
上げておいて給与だけは何にも直さなかつたとい
うような、そういうものを私はいま思い出してい
るわけです。

ところが、またこれと逆に、昭和三十九年に指
定職俸給表というのがつくられた。公務員給与法
の職務標準の分析は一つも変わらぬのに、特定の
人間だけは指定職俸給表となつて月給だけは高く
なつた、一官一給与。ですからいまの公務員制度
の中で、片やそういうところがあり、片や身分だ
け何だか上がつたようだけれども待遇は全然何も
しない、こういうアンバランスなやり方というの
がだんだんだん高じていまのようになつていい
のです。しかも四週五休制で勤務時間が年間五十二時間短
縮になるわけでござりますが、超過勤務の計算に
はこれは影響させない。暫定措置としてそういう
措置をとり、この制度が整々として行われるよう
になつた段階において見直しをすると、こういう
政府の方針でござりますので、大きな方向として
は幾多の矛盾を——これは防衛庁職員給与法だけ
でなくて、至るところにこういう矛盾あるわけで
ございますが、見直しの方向に向かっております。
かという点でございますが、これは御承知のよう
に将(一)は指定職、いわゆる指定職ボストでござ
います。指定職ボストを獲得をいたしまして、何と
か将を一つの給与体系にいたしたいと、かように
おお将(二)というのが三十九残つておりますが、過
去において少しずつ、徐々に改善方向に向かって
おるということをお答え申し上げたいと思いま
す。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来
なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

に各府職員優遇令という勅令が出まして、昔は判

ります。指定職ボストが五十四になりました。

○山崎昇君 もう私の時間ありませんから、本来

なら詳細にやつてみたい点はたくさんあります
が、きょうはとどめておきたいと思います。

ただ、私はいまいろいろ答弁ありました、聞
いておりましてどうも駄然としないものを感じま
すのは、私の記憶に間違いなければ、昭和十八年

無視された感じですね、言うたら。こんなことを言うつもりは全然なかつたんですけど、先ほど発言がありましたのでわざわざ言つてゐるわけですが、非常にそういうようなのは私はいかぬと思うんです。そういうような意味で審議会等利用されない審議会もすいぶんあるわけですし、やっぱりきつとした統廃合というのをやつていただきたいと思つておりますが、これはどうでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 御趣旨に沿つて努力をしてまいりたいと思います。行政管理局におきましても、各省にそういう警告を發しまして、

いまのようなことが行われないように注意してきているところでございますが、最近は研究会とか懇談会とか検討会とか、そういうものがかなりふえておるようあります。ひとつ点検をしまして、

そして、もしその趣旨に沿つてないものがあればやめてもらうように警告していただきたいと思います。

○峯山昭範君 きょうは法制局長官に御出席をいたしましたので、ちょっとだけ教えていただきたいことがあります。それは何かと言いますと、

国家公務員法のいわゆる百条で言います「秘密を守る義務」というやつであります。これ当然國家公務員法「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」ということが第一項にありますし、後づつと二項、三項とあるわけでございますが、これと同じのが、実はこれをもとにしてでしょうかけれども、自衛隊法の中にも五十九条に同じく「秘密を守る義務」ということで「隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」と、隊員がその職を離れた後もやはりその秘密を漏らしてはならないと、こうあるわけあります。

そこで、私がお伺いしたいのは、この「職務上知ることのできた秘密」というのはどういうこと

のないか、素人でも非常にわかりやすいように説明をしていただきたいと思うんです。

○政府委員(角田禮次郎君) 秘密の意義につきましては、私どもはこのように解しております。秘密とは、一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するものを言ふと、すなわち非公知性と秘密の必要性の二つの要素を具備している事実であるというふうに言つております。

○峯山昭範君 それがちょっとわかりにくいですけれどもね、この防衛庁の場合は——それは各省

府具体的に言つた方がわかりやすいでしようからお伺いしたいんです、たとえば防衛庁のいわゆるこの五十九条の「秘密を守る義務」の秘密の中身というのは、少なくとも私が知る限りで言いますと、防衛の中にはやっぱり一般の秘密と防衛の秘密と、こういうように二つあると思うんですが、これはそのとおりですね。

○政府委員(角田禮次郎君) 各省でそれぞれ秘密というものの範囲といいますか、基準というものを決めていると思います。秘密の程度から言いますと、極秘とか、秘とかいうような区別がござりますと、極秘とか、秘とかいうような区別がございます。それから、また内容でいろいろ秘密の種類を分けているかと思いますが、恐らく防衛庁におきましても一般の官庁と同じような秘密と、それから防衛関係の秘密というようなものを實際上区分しておられると思います。

○峯山昭範君 やっぱり防衛庁のそういう秘密といふのは、いわゆる長官のところでは余りわからぬわけですか。

○政府委員(角田禮次郎君) 具体的にどういう事項が防衛庁において秘密とされているかについては、私どもは承知しておりません。

○峯山昭範君 それでは余り聞いても意味ないので、私はもうあれで済めども、この防衛秘密

の保護に関する訓令、防衛秘密の保護に関する達意が私十分に理解できませんが、要するに

○峯山昭範君 そうしますと、たとえばもっとわざによつて極秘とか秘密とかそういうものがあるんで、別にあるということではございません。

○政府委員(角田禮次郎君) ちよつと御質問の

意が私十分に理解できませんが、要するに

○峯山昭範君 そのことは、やっぱりそついうような中身といふのは、これは職務上知り得た秘密に入るんですね。運用の仕方といふのがありますね。そういうふうなものを議論する、

○政府委員(角田禮次郎君) そのことは、やっぱりそついうような中身といふ

○峯山昭範君 そこには、一般私人の秘密といふのがござります。これを行政機関として知り得た場合には、

○政府委員(角田禮次郎君) やはり職務上知り得た秘密といふことになるわけ

○峯山昭範君 そこには、一般私人の秘密といふのがござります。そういうものの中に、程度によつて極秘とか秘とか、そういうものがあるということにならうと思います。

○峯山昭範君 そうしますと、職務上知り得た秘密といふことと、いま長官御答弁になりましたよ

○政府委員(角田禮次郎君) 文章だけが秘密といふことではなくて、先ほど申し上げたような非

○政府委員(角田禮次郎君) 公知性と秘密の必要性を兼ね備えた事実といふふうに申し上げたつもりでありますから、そういう

○峯山昭範君 ことにします。これはもう結構です。この問題につきましては、後ほどまた防衛庁と何かの機会に

○峯山昭範君 この問題はこれ以上お伺いしない

○峯山昭範君 ことにします。これはもう結構です。この問題につきましては、後ほどまた防衛庁と何かの機会に

○峯山昭範君 ついで私の手元にある資料によりますと、

○峯山昭範君 それでは私は別にいわゆる職務上知り得た秘密という

○峯山昭範君 そのほかに同施行令、それから防衛秘密

れておりますけれども、十月の末に自民党的首脳と財界の首脳との定期懇談会の席上で、いわゆる財界の方から公務員の年金や退職金が高過ぎると、年金は大蔵省、退職金は総理府ですか、給与は人事院というふうに縦割りになつておると、これは非常におかしいじゃないかといふうな言ひ方が大分出たそうであります。が、実際問題として、人事院としましてもこの問題については相当いま検討を続いているわけでしょう。そこで、特にこの公務員の人事、給与体系ですね、こういうふうなものは今後どういうふうにした方がいいのか、こういうふうな財界側の話に対し総務長官どういうふうにお考えなのか、こちらのところをいらっしゃるのか、これは人事院総裁にも関係がありますので、総裁の方から先にお答えいただいて、後ほど長官の方から……。

○政府委員(藤井貞夫君) 近来、生涯給与とい

ことが非常に論議の対象になつてまいりましたのであ

ります。これは、具体的に申せば毎月の給与と、

それから退職手当と退職年金、これを合わせてま

ずは生涯給与といふうな中に含めて論議をして

おるというのが実態だろうと思ひます。この場合

に常に論議——論議といいますか、報道機関等で

取り上げられておりますことは、公務員の給与、

人事院が勧告をする給与といふものは退職手当と

か年金とかといふものを配慮をしてないじやない

か、要するに生涯給与といふものから言え公務

員の方が高いんじやないのか、そういう高いもの

はそのままにはうつておいて、毎月の給与とい

うものだけは民間との対比で低いからその差額を埋

めるというのはおかしいではないか、こういう論

議が展開をされておると思います。

しかし、この問題についてはいろいろ論議すべ

きことはたくさんあります。私の立場としても申

し上げるべきことはたくさんございます。しかし、

この席上でそれを申し上げることはあえて差し控

えさせていただきたいと思ひます。

しかし、それはそれといったしまして、問題があ

ることは事実だらうと思います。毎月の給与といふものと退職手当あるいは年金といふものは、これは大体いまや公務員の場合のみならず、民間の方から公務員の場合は縦割りになつておると、これは非常におかしいじゃないかといふうな言ひ方であります。が、非常に大変な問題になつてくるわけでございまますけれども、やはり何らかの方法でそこに総合性を持たせるということのためにいろいろ工夫を試みます。が、これは私の立場からは口づつたいことでこれ以上のお發言は差し控えさしていただきたいと思ひますけれども、やはり何らかの方法でそこに総合性を持たせるということの大変ではないかといふうな発言を聞いて、基本的な勤務条件である実態を見ましても同じような体系で支給をされて、これをおばらばらにそいつは知らないんだといふふうに申して差し支えないのであります。

ことでは済まされないという段階に来ておると、いつらいかといふことになるわけですが、私は、結論的に簡単に申しますと、事柄のあり筋は、給与は給与、それで均衡を保たしめる、退職手当は退職手当、年金は年金、それぞれにおいて均衡を保たしめて、その結果生涯給与といふものは均衡を保つといふことがいいのではないかといふふうに思つております。

ところで、いまお話しになりましたように、この所管官庁はそれぞれ違つております。いろんな沿革もございます。これも詳しくは申し上げません。沿革がございましてそういうふうになつておるわけですが、その間にやはり有機的な連携、調整といふものを図つて、齊一的な個々の給与の総合的な統合といふものを出して、それと民間との対比といふものをやつてまいりたといふことがやはり大事なことではないかといふ感じは持つております。

○國務大臣(中山太郎君) ただいまの藤井人事院総裁のお話のとおりでございまして、私も全くそのような考え方を持っておりますが、ただいま触れて考えてまいりたい、その間において関係の各省庁との調整、連絡の問題も出てくる、現在の時点ではそのように考えております。

○國務大臣(中山太郎君) ただいまの藤井人事院総裁のお話のとおりでございまして、私も全くそのような考え方を持つておりますが、ただいま人事院においては公務員の給与制度等についても検討を始めておられるというふうに聞いておりますので、その結果待ちたいと考えております。

○國務大臣(中山太郎君) 大変重大な問題でござりますので、総務長官としての意見を改めて述べさせていただきますが、人事院勧告といふものが、先生も御指摘のとおり、国家公務員の労働基本権の制約の代償機能であるといふうな基本的な考え方にしております。それで、人事院勧告による国家公務員の給与の改定の勧告が出ました場合には、総理府いたしましても、かねがね完全実施をするという基本的な姿勢を崩しております。それと、もう一点簡単に申し上げますと、われの方であります長期展望、総合的な対策といふ段階におきまして、やっぱりそれらの問題にも触れて考えてまいりたい、その間において関係の各省庁との調整、連絡の問題も出てくる、現在の時点でそのように考えております。

○國務大臣(中山太郎君) 以上お話を終ります。

○國務大臣(中山太郎君) もうこれで終ります。もう一つだけお伺いしておきます。

これも人事院勧告のいわゆる制度そのものであ

り方を全面的に見直す、そういうことを決めたと

か言つて、自民党的総務会で今回の給与法の法案

提出のかわりに勧告そのものの制度について見直

す必要があるということです。そこで、そういうことについて総務会で相当議論があつて、政調会長も、かねて

から問題になつていいことだからこの問題につい

てはかかるべく議論をし見直しをしたい、そういう

うような意味のことが報道されているわけですけ

れども、これはやっぱり非常に重要な問題ですし、

人事院勧告のあり方そのものはこれは当然私たち

がこの委員会で何回も議論してまいりましたし、

公務員の皆さん方のいわゆる争議権のかわりに、

労働基本権にかわつてこういう制度が設けられて

いるわけですから、そういう点からいきますとこ

れは非常に大変な問題になつてくるわけござい

ますが、この点についてはどういうふうにお考え

なつか、総務長官の御所見をお伺いして、私の質

問は終わりたいと思います。

○國務大臣(中山太郎君) 大変重大な問題でござりますので、総務長官としての意見を改めて述べさせていただきますが、人事院勧告といふものが、先生も御指摘のとおり、国家公務員の労働基本権の制約の代償機能であるといふうな基本的な考え方にしております。それで、人事院勧告による国家公務員の給与の改定の勧告が出ました場合には、総理府いたしましても、かねがね完全実施をするという基本的な姿勢を崩しております。それと、もう一点簡単に申し上げますと、われの方であります長期展望、総合的な対策といふ段階におきまして、やっぱりそれらの問題にも触れて考えてまいりたい、その間において関係の各省庁との調整、連絡の問題も出てくる、現在の時点でそのように考えております。

○國務大臣(中山太郎君) 以上お話を終ります。

○國務大臣(中山太郎君) 大変重大な問題でござりますので、総務長官としての意見を改めて述べさせていただきますが、人事院勧告といふものが、先生も御指摘のとおり、国家公務員の労働基

本権の制約の代償機能であるといふうな基本的な考え方にしております。それで、人事院勧告によ

る一つの慣熟した姿を呈しております。国家公

務員の方々の生活の安定、また公務員の方々と政

府との信頼関係、労使の信頼関係というものが保

めで重大であるという認識に立つて、この制度

を存する限り、総務長官といたしましては、人事

院勧告の完全実施の線で努力してまいりたい、こ

のようになります。

○安武洋子君(けきの新聞) によると、大蔵省

は五十六年度予算の編成に当たりまして、国家公

務員給与のあり方を全面的に見直しし、来年度の

当初予算への給与改善費の計上を見送り、そのま

ま來年度の国家公務員給与のペアを凍結してしま

う非常手段、こう報道されています。

○大蔵省(聞き手) 大蔵省に聞きますが、これは事実なのでしょうか。

○説明員(水谷文彦君) 事実とすれば、検討内容をお知らせください。

○説明員(水谷文彦君) 本日の新聞報道をまだ

詳細に見ておりませんけれども、給与改善費の計

上を中心とした記事ではなかつたかと思うわけで

ございます。

○説明員(水谷文彦君) この給与改善費については、御案内のように、

五十三年度予算までは一律5%を計上してまいり

まして、五十四年度予算以降、直前の人事院勧告

が5%を下回つたということ、あるいは財政状況

がまことに厳しいというようなことにかんがみま

して、それぞれ2・5%あるいは2%計上といふ

ことになつたわけでございます。それにつきまし

て、五十六年度予算におきましてそれをどのよう

に取り扱うかにつきましては、現在五十六年度予算編成のただ中にあるわけでございまして、現段階において私ども具体的な方針を申し上げる段階にはないということでお許しをいただきたいと思います。

○安武洋子君 では、そういう方針は持つていな

いんですね。新聞報道にあるように、高齢者だけ

でもベアを凍結してしまう、そういうこともやら

ないです。

○説明員(水谷文彦君) 新聞報道の、ただいま御指摘のございました高齢者がどうだとか、それにどうだとかいう、それについて私は見ておりませんので申し上げられませんが、いずれにしましても現在具体的な方針を申し上げる段階にないと、いずれにしましても十二月いっぱい予算編成がかかるわけでございまして、この段階で具体的な方針を申し上げるということは大変むずかしいということでお許しをいただきたいと思います。

○安武洋子君 もしも大蔵省が新聞報道されているような姿勢をお持ちなら私はとんでもないことだと、これは直ちに中止をすべきだということを強く申し上げます。それに関連して人事院総裁に伺います。

総裁は、勧告は累年の一つの前例ができ上がっているので、この線は私は崩してもらつては困るし、崩れるべきものでないと考えておりますと、過去に国会で御答弁なさつていらっしゃいます。財政的にどのような措置が行われようとも、給与の実態等調査を行つて例年どおり人事院勧告は出され、そしてその勧告はやはり政府に尊重してもらう、こういう姿勢には変わりはございませんでしょ。ね。イエスかノーカで結構ですので。

○政府委員(藤井貞夫君) 従来の方針を変えるつもりは絶対にございません。○安武洋子君 総務長官も先ほど御答弁なさつていらっしゃいましたけれども、いま新聞報道がされておりますように、大蔵省で先ほど私が申し上げたようなことが検討されておるやに報道されている中ですので、人事院から、人事院総裁が從来

の姿勢を変えないとおっしゃつてある、それも踏

まえて、総務長官としては人事院勧告が出来ば無

いということをお許しをいただきたいと思

います。

○國務大臣(中山太郎君) 従来の姿勢を変える

ものではございません。

○安武洋子君 では、第二次臨調の法案についてお伺いをいたします。

調査会は、行政上の問題全般について必要に応じて検討を行えるものと、こうなつております。同時に、行管厅としては幾つかの検討課題を提起され、その内容もお聞かせ願いたいとあります。この検討課題はさらに詳細な形で提起をされていくのかどうか、また現時点

で提起すべき検討課題とか、あるいは諮問を求める問題として具体的にどのようなものをお考えになつておられるかどうか、お考えになつておられたら、その内容もお聞かせ願いたいとあります。

○國務大臣(中曾根康弘君) こちらから検討課題を提起することはございません。委員の自主的御判断によつて検討課題も決めていただく、こういう方針であります。

○安武洋子君 では、行政管理委員会の「行政改

革の推進に関する新たな措置について」、これに

よりますと、その提言の第一の中での「器減らしも

さることながら、仕事減らしと人減らしによる行

政の実質的整理に重点を置くべきである」、こう

いうふうに重ねて述べておられます。したがつて、

調査会の答申も大幅な人減らしを伴うものになる

可能性、これが非常に強いわけです。仮に総定員

のなかで「器減らしもさることながら」と、この中

で人減らしによる行政の実質的整理に重点を置く

考え方です。だから、こう

いうふうな答申が大幅な人減らしを伴うことにな

る可能性というのは、これは十分考えられるわけ

べきだ、これは重ねての提言です。だから、こう

いうふうな答申が大幅な人減らしを伴うことにな

る可能性というのは、これは十分考えられるわけ

だから、私が先ほどから懸念しておりますのは、

長官は民間のことを探り上げられて、民間

が苦労しているから云々だというふうなことを繰り返しておられる。そしてこれは調査会の方にゆだねるんだと、いろんな議題をとおっしゃりながらも、これは先ほどからも出ておりますように、八条に基づく非常に強力な、今までよりも格の高い調査会だと聞いております。こういうところにおいても第一次臨調の附帯決議、それを踏襲さ

れることなく、公務員労働者を人減らしが大き

い影響を与えるであろうと、このことも御自分でお認めになつたので、長官の姿勢としては第二次臨調

になつたので、長官の姿勢としては第二次臨調

が長官としての、長官の国会答弁などが大きく

かりませんので重ねてお伺いたしますが、立つて

いたげるものと思ひますとおっしゃりますが、

私は長官としての、長官の国会答弁などが大き

く影響を与えるであろうと、このことも御自分でお認めになつたので、長官の姿勢としては第二次臨調

が長官としての、長官の国会答弁などが大き

く影響を与えるであろうと、このことも御自分でお認めになつたので、長官の姿勢としては第二次臨調

○国務大臣(中曾根康弘君) 第二次臨調でどう

いうふうな御判断をなさるかということについて、事前に私たちが干渉がましいことは申し上げないのが適当であると思っておる。しかし、その

委員になるお方の中には地方の意見を代表するようない、そういうお方も入るべきであると思ひます

し、また労働界の意見を代表するお方も入るべきであるとも思つておる。そういう配慮も加えてお

りますし、また、その審議の過程におきましては、労働者の代表の方の御意見も承るあります

し、地方の代表の皆さんの御意見を承る機会もあると思います。そういう配慮も加えておるわけであります。

○安武洋子君 長官の基本姿勢としては、それを期待しているということは、やはり、では第一次

臨調のこの附帯決議の線を第二次臨調においても踏襲をするということを受け取らせていただきま

す。

○安武洋子君 長官の基本姿勢としては、それを期待しているということは、やはり、では第一次

臨調のこの附帯決議の線を第二次臨調においても踏襲をするということを受け取らせていただきま

す。

○安武洋子君 時間がないので、情報公開の問題をお伺いいた

します。

五月の閣議了解に基づきまして、十月一日から各省庁の資料公開が行われておりますけれども、各省庁でどういう措置が講じられたか、従来の部外秘だったもので今回の措置で新たに公表されたものはあるのかということをまずお伺いいたします。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの問題、直接に各省庁の資料公開が行われておりますけれども、各省庁でどういう措置が講じられたか、従来の部外秘だったもので今回の措置で新たに公表されたものはあるのかということをまずお伺いいたします。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの問題、直接に各省庁の資料公開が行われておりますけれども、各省庁でどういう措置が講じられたか、従来の部外秘だったもので今回の措置で新たに公表された

ものはあるのかということをまずお伺いいたします。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの問題、直接に各省庁の資料公開が行われておりますけれども、各省庁でどういう措置が講じられたか、従来の部外秘だったもので今回の措置で新たに公表された

ものはあるのかということをまずお伺いいたします。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの問題、直接に各省庁の資料公開が行われておりますけれども、各省庁でどういう措置が講じられたか、従来の部外秘だったもので今回の措置で新たに公表された

ものはあるのかということをまずお伺いいたします。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの問題、直接に各省庁の資料公開が行われておりますけれども、各省庁でどういう措置が講じられたか、従来の部外秘だったもので今回の措置で新たに公表された

ものはあるのかということをまずお伺いいたします。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの問題、直接に各省庁の資料公開が行われておりますけれども、各省庁でどういう措置が講じられたか、従来の部外秘だったもので今回の措置で新たに公表された

えております。

○安武洋子君 言い間違えた方が正しいんじやないでしょか。

私は、各省庁がこういった措置をやはり広く国民に知らせるべきではないかというふうに思つておけです。

ところで、昨日、横浜で神奈川県主催の「開かれた行政をめざして」、こう題しました情報公開のシンポジウムが開かれています。地方自治体が国に先駆けて情報公開これを進めようとする上で一番障害になるというのがやはり機関委任事務なんですね。これに関する情報が含まれないと御存じのように委任事務が地方事務の七割八割を占めるわけですから、ほとんど中身が何にもなくなってしまうというふうな問題が指摘されています。この点について長官はどうお考へでございましょうか、御所見をお伺いいたします。

○安武洋子君 長官に言つたのです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 政府委員から答弁をさせます。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまのお話、シンボジウムが開かれているということは承知しておりますが、中の議論につきまして詳細存じておりません。ただ、先生お話しの機関委任事務の取り扱いについて、当然取り上げられているものと考えております。というのは、この問題はやはり情報公開の問題につきまして重要な要素であるといふことがあります。

○安武洋子君 ということは、じや、地方自治体が情報を公開したいと、積極的にやりたいと思つていいものであるというふうには考えられないんじゃないかなと思います。

○政府委員(佐倉尚君) 機関委任事務の問題に限すれば、地方自治体に全面的に任せてしまつていいものであるというふうには考えられない

ことになるんですか。

○安武洋子君 ということは、じや、地方自治体が情報を公開したいと、積極的にやりたいと思つていいものであるというふうには考えられない

ことになるんですか。

○政府委員(佐倉尚君) 決してそういうことで

はございませんで、地方自治体がそれぞれの情報公開の問題を取り扱う際にどういうふうに地方自治体としての意見が出てくるか、そういうことを

つましましてはこれからも十分に検討していく

といふふうに考えられる問題なのでござります。

○政府委員(佐倉尚君) そういうふうに思われますし、その基本的な事項について、当然取り上げられているものと考えております。

○安武洋子君 ついでに、この問題はやはり情報

公開の問題を取り扱う際にどういうふうに地方自治体としての意見が出てくるか、そういうことを

つましましてはこれからも十分に検討していく

といふふうに考えられる問題なのでござります。

○政府委員(佐倉尚君) そういうふうに思われる

と存じております。

○安武洋子君 よけいわからぬ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 委任する、委任されると、國はどういう態度をとるのかと聞いています。

○國務大臣(中曾根康弘君) 非常に私まだその問題を知悉しておりませんので、政府委員から詳細に答弁させます。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまの機関委任事務についての問題でございますが、これは地方の問題と絡みますので、なかなか取り扱い慎重に検討すべき事項が多いとは思いますが、国としても当然考えるべき問題でございますので、やはり地方自治体の取り扱いの方を見ながら国としても十分考えていく問題であろうというふうに考えております。

○安武洋子君 ちょっとわからないんですけれどもね。

○政府委員(佐倉尚君) 結局、そしたら、地方自治体の自由裁量に任せられるのかどうなのか。そういう点で、イエスかノーカで答えてください。その方がわかりやすい。

○政府委員(佐倉尚君) 機関委任事務の問題に限すれば、地方自治体に全面的に任せてしまつていいものであるというふうには考えられない

ことになるんですか。

○政府委員(佐倉尚君) ということは、じや、地方自治体が情報を公開したいと、積極的にやりたいと思つていいものであるというふうには考えられない

ことになるんですか。

○政府委員(佐倉尚君) 決してそういうことで

はございませんで、地方自治体がそれぞれの情報

公開の問題を取り扱う際にどういうふうに地方

自治体としての意見が出てくるか、そういうことを

つましましてはこれからも十分に検討していく

といふふうに考えられる問題なのでござります。

○政府委員(佐倉尚君) そういうふうに思われる

と存じております。

○安武洋子君 よけいわからぬ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 委任する、委任されると、國はどういう態度をとるのかと聞いています。

○安武洋子君 私はやっぱり積極姿勢に立つて

いただかないといけないと思うんです。政府の姿勢がそのようになつておられませんと、調査会で情

報公開の問題これが検討されましても、国民の求

○安武洋子君 わかりました。

そうしたら、地方自治体がやはり積極的に情報公開すべきである、事務は委任されているのだけれどもと言つても、國の方でやっぱり抑えるというふうなことに私はいまの御答弁を受け取ります。

それで長官にお伺いします、いま一つ。私はそんなどことではだめだと思うんですよ。何にも国民の要望にこたえていない。情報はもつと、過去の情報もですけれども、いまの情報ももつと公開すべきなんです。

いま一つ問題がありますのは、企業秘密の問題があるんです。これは公害とか、環境問題について科学的なデータとか、あるいは薬害の問題でもあります。出でおりますけれども、そういう資料、あるいはは国民生活に大きな影響を与えるわけなんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その要望にこたえて、科学的なデータとか、あるいはは薬害の問題でも出でてくるのかというふうな非常に重要なものだと思うんであります。

○安武洋子君 いま一つ問題がありますのは、企業秘密の問題があるんです。これは公害とか、環境問題について科学的なデータとか、あるいはは薬害の問題でもあります。出でおりますけれども、そういう資料、あるいはは国民生活に大きな影響を与えるわけなんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その要望にこたえて、科学的なデータとか、あるいはは薬害の問題でも出でてくるのかというふうな非常に重要なものだと思うんであります。

○安武洋子君 いま一つ問題がありますのは、企業秘密の問題があるんです。これは公害とか、環境問題について科学的なデータとか、あるいはは薬害の問題でもあります。出でおりますけれども、そういう資料、あるいはは国民生活に大きな影響を与えるわけなんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その要望にこたえて、科学的なデータとか、あるいはは薬害の問題でも出でてくるのかというふうな非常に重要なものだと思うんであります。

○安武洋子君 いま一つ問題がありますのは、企業秘密の問題があるんです。これは公害とか、環境問題について科学的なデータとか、あるいはは薬害の問題でもあります。出でおりますけれども、この点いかがなんでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は、企業の利益とその意見が出てくるか、そういうことを

つましましてはこれからも十分に検討していく

といふふうに考えられる問題なのでござります。

○政府委員(佐倉尚君) その点は、企業の利益とその意見が出てくるか、そういうことを

つましましてはこれからも十分に検討していく

といふふうに考えられる問題なのでござります。

○政府委員(佐倉尚君) その点は、企業の利益とその意見が出てくるか、そういうことを

つましましてはこれからも十分に検討していく

といふふうに考えられる問題なのでござります。

○安武洋子君 よけいわからぬ。

○國務大臣(中曾根康弘君) 委任する、委任されると、國はどういう態度をとるのかと聞いています。

○安武洋子君 私はやっぱり積極姿勢に立つて

いただかないといけないと思うんです。政府の姿勢がそのようになつておられませんと、調査会で情

報公開の問題これが検討されましても、国民の求

めるようなら、期待に沿うようなものは出てこないと思うんです。また、その意味で、政府の行政改革の姿勢というのも国民の側に向いた民主的なものにならない、政府がそういう姿勢にならない限り調査会に国民の期待するような行政改革案とか答申を望めない、こういうことにもなります。

こういう点を私強く指摘いたしまして、与えられた時間が参つてしましましたので、残念ながらこれで質問を終わります。

○伊藤郁男君 最初に、公務員給与法の問題につきまして総務長官の御見解をただしておきたいと思います。

ても、人事院勧告が出てまいれば、一日も早くこの実施を願いたいという基本的な考え方の方は先生と全く変わるものではございません。ただ、今年は財政事情がきわめて厳しい中で、この新たな勧告を完全実施するための財源確保のため財政当局と激しく渡り合いうべき交渉を続けてまいり、十月の末にいわゆる閣議決定をさしていただくというふうな困難な経過をたどった年でございまして、国会提出がおくれましたことは、そのような事情があつたことを御理解いただき、今後、私どもとしましては、先生御指摘のとおり人事院勧告が出た場合には速やかにそ

○國務大臣(中山太郎君) 先生御指摘のとおりでござります。御趣旨を尊重して今後とも努力をしてまいりたいと、かように考えます。

○伊藤郁男君 時間がありませんので次に進みますが、第二次協調の問題で中曾根長官にお伺いをしておきます。

鈴木内閣は、行政改革の問題につきまして大平内閣の基本路線を踏襲する旨を明らかにされておるわけでありますが、そういうふうに受け取つてよろしくうござりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大平内閣の政策を

ら今度のいまの時点、そう大して時間がたってないし、情勢も変化が、私はそんなに大きく変わったものではないと思うわけですが、第二次臨調が提起をされてきた、こういうことがあります。したがつて、これはもう宇野長官時代とその点については考え方が変わってきたのではない、か、こういうように私は思います。また同時に、例の宇野長官時代は、行革の進め方の路線について、まず器減らしをやるんだと、その次に仕事減らしだと、そして人減らしにいくんだと、こういう方向ですね。しかし中曾根さん、あなたのこれは九月十二日の閣議決定で出されました「今後の行政改革に關する基本的な考え方」、これを充

きわめて戦略的に取り扱われてきた、これはもう明白な事實だと思います。閣議決定もおくれましたし、そしてかつては国会の提出もかなり大幅におくられた。そしてこの大詰めに来て、しかも短時間の間にこの問題を審議しなければならぬ、こういうような事態になつてゐるわけでございます。もつとこの給与法案は毎年のごとくこういうような状態を繰り返してきておるわけでござります。

先ほども社会黨の委員が指摘をされておりますけれども、まさにこれはもう歴年の悪習になつてしまつたのではないか、「ううよう」思います。これは八月の内閣委員会で私も指摘し、各委員も指摘をしてきたところでありますて、こういう惡習はできるだけ早く断ち切る、こういう基本的な方針で臨むべきではないかと思います。そして、やっぱり人勧制度の重要性、その持つてゐる意味を考えまして、人勧が出ましたらできるだけ早く閣議決定を行い、そして一番近い国会の冒頭にこれを提出をして早急に審議を詰める、こういうことが必要だと思います。事はもう國家公務員の数多くの人々の生活にかかる重要な問題でありますから、そういう悪習をとにかく断ち切る、こういうことを強く私は望んでおきたいと思いますし、その点に関する御意見だけをお伺いをしてお

○伊藤都男君 もう一つ、最近、公務員の職務規律の問題が非常に大きな論議になつておりまして、各方面でこの問題が指摘をされておるわけですがあります。やっぱり社会情勢の変化がきわめて激しいときでありますから、公務員自身が時代を先取りするような態度でそのものを処理をしていくということがこれから八〇年代、きわめて重要な課題だと思うんです。ただその日だけが終わればいいというような職務態度あるいは先例主義で事なきれ主義、あるいはまたやり過ぎると他の同僚から白眼視されるから積極的にものをやらなければいいというようなことも指摘をされております。したがって、だから新しいことができるだけ避けようとする、積極姿勢がなくなってしまう、こういうことも指摘をされているわけでござります。しかし、こういうことでは実は行革と関連をいたしまして非常に困るわけでありまして、こういうことのないように十分に指導をやっていただきたいと思います。それと同時に、非常にまじめに職務に励んでおる人もたくさんおるわけでありますから、したがって人勘の問題につきましては、これらの人々の労に報いるためにも積極的な姿勢で対処をし、早急にとにかくこの問題を国会で審議するべきである、貴重的な立場を国にお出さしていただきたい、このように考えております。

○伊藤龍男君 行政改革という問題は、長期的視野に立つて、そして計画的に実行されていかなければこれ実を上げ得ない、私はそういうように判断をしているわけでござります。したがつて、内閣がかかるたびに重点の置き方が変わつたり方針が変わつたりすると、これはもう行革がその時点でストップし進んでいかない。これはもう当然だと思うわけでございまして、内閣がかかるたびに目先を変える、そういうような姿勢は行革にとって非常に障害になると、こういうように思いますが、長官の御意見いかがでしようか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 根本的な原則や方針が変わることはよくないと思います。しかし、その上に立つてその政策をさらに発展させ展開していくということは大事であると思います。

○伊藤郁男君 それではお伺いをいたしますけれども、前宇野長官時代ですね、これはことしの二月の衆議院の予算委員会だと思うんですが、議事録で記憶をしているわけあります、委員の質問に対しまして、第一次臨調のような大がかりなものをしてくるつもりはあるのかという質問に対しても、そういう必要はないんだと、資料はもうたくさんあるし、とにかくいまのところもう実行らるる段階で、どう御見解が用ひつかうと

行政改革に関する問題でありますと、「いわゆる機構いじりや器べらしを重視するのではなく、むしろ組織化の問題である」というふうに書いてあるんですね。すなわち、宇野長官時代のように、機器減らしから出発するんじやなくて、仕事減らしをするのがまず重点だと、これは明らかに前内閣との考え方、重点の置き方が変わってきている、こういうように判断をせざるを得ないわけであります。が、その点もう一度長官の御意見をお伺いをします。

○國務大臣(中曾根康弘君) 行政改革の目的は、簡素にして効率的な政府をつくる、また行政の機能を充実させていくことで、その点は一貫としていると思います。それで、第二臨調につきましては、坂井委員の御質問に対して宇野君がお答えしたのですが、あの答弁の内容は、自分はいま必要ではないと思う、これこれの仕事をいま一生懸命やりたいと思う、しかし御意見は傾聴に値すると思うので検討させていただきますと、そう答えております。私はその検討の結果をこういふような法案として御提出申し上げたのでござります。

それから、器減らしの問題につきましては、宇野長官のときにかなり努力されて、そして十八特種法人の統合あるいはブロック機関の整理等々も心がけておりますが、これらの法律と一緒に早く、

○國務大臣（中山太郎君） 総理府といたしまし

語し語りするといふ積極的なやうな懇意度をますます堅持をしなければならぬと、こういうように

行あるのみだと、この御見解が明らかにされてゐるわけですね。しかし、中曾根長官、二月か

心がけておりますが、これらの注文を一日も早く
通過させるという大きな仕事が残つておりますし

て、われわれ行政管理庁の力もやはり自分でつかってやりませんとともにいろんなことができるわけでございません。先行列車が八本も線路の上でとまっているのに後続列車を発車することもできないと申し上げました。そういうこともあります。私が着任いたしまして基本的な問題で手がつけていくといふことは、やはり仕事減らしです。仕事減らしに私の場合は専念をすると。そういうふうにして簡素にして効率的な政府をつくり上げていくと、うためには、あらゆる角度から努力を積み重ねていくことが必要であつて、そのときの政治的な需要あるいは内閣の力、客観情勢、国会の形勢、そういうものを全部読んで、そして、最大に効果のある方法を見出していくというのが政治のあるべき姿であると思いまして、このような道を選んだわけであります。

○伊藤都男君 私は、最終的に仕事減らしとしますが、機構がそのままあれば仕事があるわけですから、仕事は減つていかないと思うんですね。だから、宇野長官のように器から減らしていくんだ、機構から減らしていくんだという基本路線は、私は、それの方が結果的には改革が進む道ではないか、そのように考えます。

そこで、この改革を進めるに当たりまして、これはもう前大平総理大臣もこういうような発言をされているわけです。行政改革というのは、戦前戦後を通じて歴代内閣が幾たびか心がけ、そして成功しなかつた大変むずかしい問題だと、こういふふうに言われているわけでございます。なぜかと。行政改革をやりますと、常に官僚の抵抗が強く、その壁が打ち破れない。したがつて改革が進まないんだと、こういうことを言われているわけでございます。あるいはまた、これはもう高名な大学の教授の方もそういうことをもちろん指摘をされているわけでござります。

そこで、戦後改革の歴史の中で若干その改革が進んだというような時期を見てみますと、やはり官僚を抑え切るような力を持つた政党政治家が行政管理庁の長官になつたときが改革が若干でも進

うようには私は考えておるわけです。たとえば、昭和三十一年当時の河野一郎さん、あるいは昭和三十六年、三十七年当時の川島正次郎さん、あるいは昭和四十三年当時の木村武雄さん、そして前長官の宇野宗佑さんですね。これはみんなもう政党政治家であります。長官も政党政治家であります。だから、行革について国民の期待もまた私は長官に集まっていると、こういうふうに思いますし、私どもも期待を十分に持っていますが、しかし、第一臨調でさまざま大きな問題点が提起をされて、しかも社会情勢、行政需要の変化というものはあの当時と全然違いますけれども、しかし、相当の内容のものが第一臨調で提起をされているわけです。

長官は、この第一臨調で提起されたものがどの程度一体実現をされて、消化をされたかというような衆議院内閣委員会の中における質疑の中で、全然手をつけなかつたのは九項目程度で三十一項目は大なり小なり手をつけていると、八分どおりやつたか、四分どおりに終わつたのかは差があるけれども、とにかくかなり手をつけた、こういうふうにあなたは言われてゐるわけです。しかし、私は、第一臨調の答申に基づいて政府が積極的に手をつけたといふものはそらくさんない。まあ四割か、あるいはある説によれば五分程度しか実現しなかつたんではないかと、こういうふうな指摘もあるわけであります。

そういうことでござりますので、一体この行革を進めるに当たつて、政党政治家としての長官、これが本当に、いままでもう手をつけなかつたものを即刻やればやれるものはたくさんあるわけでありまして、そういうものに積極的に手をつけていくという、そういう長官の決意、これをお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 行政改革の大事業を引き受けさせられまして、微力で御期待に沿い得ないことははなはだ遺憾でございますが、今後も全力を尽くしてじめに努力してまいるつもり

第一臨調の成果につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございまして、あの中で内閣府とか、補佐官制度とか、あるいは予算制度の改革とか、わりあいにはでな仕事はやってないと。それらはむしろ膨張期、経済成長期の発想でそういうものが出てきた要素もあるわけあります。しかし、私の代に至りまして、なるだけ行政の実態に切り込んで、そして実のあることを心がけよう、しかも、じみに、うまたゆまず努力していこうと、そういう方針を持ちましていま懸命な努力をやらさしておりますのは法令の整理でございます。約千八百件あるうち、大体機能を失ったと思われる三百二十件をやめるとか、あるいはそのほかでも、生きてるものでもこれを相当数間引こうとか、あるいは許認可約一万件あるうち二年間で一千件を整理しようと、あるいは特殊法人の見直しであるとか、あるいは地方公共団体の定員の抑制を今度初めて手がけましてこれを強く要請すると、こういうよう、わりあいにじみちなことを手がけて実効あらしめるようにしてまいりたいと思っておるのでござります。

はなはだ微力ではございますが、御鞭撻をお願い申し上げる次第でございます。

○委員長(林道君) 他に御發言もなければ、五案の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

臨時行政調査会設置法案の修正について安武君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。安武君。

○安武洋子君 私は、本案に対し、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元にお配りいたしました案文のとおりでございます。これによりその趣旨について御説明申し上げます。

周知のとおり、国・地方とも、財政は破局的とも言うべき深刻な危機に陥っており、また、政官界における不正腐敗が相次いで露呈する中で、不

正腐败と行政経費の浪費を一掃し、大多数の国民に奉仕する清潔でむだのない民主的な行政を実現することは、いまや文字どおりの国民的要望になります。

かかるに鈴木内閣が、仕事減らしとか、減量経常などと称して進めようとしている行政改革は、国民に対してサービス切り捨てと負担増を迫るとともに、国防、治安、エネルギーなど日米支配層が八〇年代に期待する分野については削減の対象から除外し、国家機構と財政の構造を日米支配層の八〇年代戦略に沿って反動的に再編することを目指すなど、国民本位の民主的行政改革とはおよそほど遠いものと言わなければなりません。

しかも黙過できないのは、こうした行政改革の基本方向に沿った長期的な行政改革の実践課題を具体化し、それを強力に推進するための機関として臨時行政調査会の設置が提案されたことになります。

わが党は、こうした目的と位置づけを持つた臨時行政調査会設置の提案にくみすることはできます。

言うまでもなく、民生安定こそ国民主権の現憲法下の行政の基本であります。国民の期待にこたえる当面の行政改革は、清潔な政治、国民への奉仕、地方自治の拡充、公務員の「全体の奉仕者」（憲法）としての役割の發揮を基準に、民主的に構成、運営される民主的な調査審議機関を設けて進めるべきであります。

本修正案は、臨時行政調査会を、国民本位の民主的行政改革の実践課題を具体化し、推進する機関として役立てる見地から提案するものであります。

以下、その概要を申し上げます。

第一は、臨時行政調査会の設置目的については、政府案を全面修正し、一、国民全體に奉仕する清潔でむだのない民主的な行政の実現に資する二、地方の事務、権限、税財源を再配分し、その民衆的で健全な発達に資することを明記することと

したことあります

第二は、一、大企業奉仕の諸機構な自衛隊、公安調査室など国民にとて、不要不急の諸機構その事務、事業、定員の縮小、廃止。二、地方自治権の拡充強化のための方策を具体化するため所掌事務に所要の修正を加えたことがあります。

第三は、調査会の調査審議に國民各層の意見が正しく反映できるような委員構成を実現するため、内閣総理大臣の一方的な委員任命方式にしはりをかけることとしたこととあります。すなわち調査会は、日本学術会議、地方六団体、労働組合の全国組織及び内閣が推薦する者から両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員各三人、計

十二人で組織することとしております。
第四は、調査会の公正民主的な運営を確保するため、一、会議公開の原則。二、公聴会開催主義の原則を新たに明記することとしたことであります。

以上が修正案提出の理由と修正案の内容の概要であります。

○委員長(林透君) ただいまの安武君提出の條

正案は予算を伴うものでありますので、国会法第
五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に
対する意見を聴取いたします。中曾根行政管理庁
長官。

に修正案について一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

行政機構の野放し的な肥大化を防止し、国民本位

でむだのない効率的な行政の確立であり、汚職、腐敗の生まれない清潔で公正な行政を確立するものであります。私ども日本共産党も、国民本位の民主的な行政改革を強く求めるものであります。ところが、鈴木内閣の行政改革の基本方向は、

このような国民の望みにこたえる民主的行政改革ではなく、軍事優先、大企業本位の行政を反動的に再編強化しようとするものであり、本法案によって設置されようとしている第二次臨時行政審査会もまた、この道に沿つたものにならざるを得ないことは明白であります。

公安関係の改革や削減の問題を聖域化するといふ基本が貫かれているという点であります。さきの委員会でも指摘したように、自衛隊の肥大化は年々進んでおり、今年度一般会計適用職員に占める自衛官の割合は四六・五%にまで上っておりま

す。限られた予算と行政機構の中で肥大化を放置し進行させることは、他方、福祉や教育など国民生活とかかわりの深い分野での行政サービスの低下を招くことは明白であります。

第二に、官業と民業のあり方や行政の責任領域の位置づけ、二重底線、二重規制の問題である。

の見直しなど、いわゆる仕事減らしの問題であります。政府が目指す仕事減らしの内容は、政府が今回行革関連法案と位置づけて提案した国鉄再建法案を見ても明らかであります。ローカル線の大部分は切り捨てるが、大企業の貨物輸送に欠かせない一部幹線は残すというように、国民の生活と利益を無視しながら、もっぱら大企業にどう役立つかがその基本として貫かれております。このような立場での検討は、たとえば、国民の税金で育成された人材をどの程度まで活用するかが問題であります。

され今日に至った官業部門であるためにこぎりが止まり、コールなどの専売制を廃止して大企業に引き渡したり、福祉や教育、農林漁業、中小企業対策などは切り捨てるという結果を招きかねないという占いであります。

大規模な人減らしや重大な身分変更などにつなが

るという問題であります。政府は、その行政改革の姿勢として民間の減量経営の努力に呼応するとしています。民間大企業の減量経営が人員削減や労働強化など労働者への犠牲を中心に行われていることは周知のとおりであります。これに呼応して、労働者自身も自己負担を減らすため、賃金を下げるなどして減量経営を行なっているところが、多くあります。

応するならば、調査会の改革案が公務員労働者に重大な犠牲を強いる大合理化を伴うものになることは目に見えております。

さらに運営についても、会議の傍聴や公聴会の開催、国会への定期的な報告などが明記されており得ないことは明白で、密室化が懸念される状態であります。このと
うな調査会では、その検討や審議の内容が真に国民の要求を反映したものになり得ないことは明白

私は、以上の立場から本法案に反対であること
を申し述べ、討論を終わります。

は終局したものと認めて御異議ございませんか？

〔異議なし」と叫ぶ者あり〕
○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。
安武君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。
それでは、これより採決に入ります。
臨時行政調査会設置法案の採決を行います。
まず、安武君提出の修正案を問題に供します。
安武君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

武春林議員の修正案は、どうぞお読みください。
それでは、次に原案全部を問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。

次に、一般職の職員の給与に関する

○委員長(林道君)　全会一致と認めて、本案は全会一致をもって原案どもを改正する法律案を問題に供します。

きものと決しました。
次に、特別職の職員の給与に関する法律案を改正する問題に供します。
本件に賛成の方の挙手を願います。

定いたしました。

○委員長(林達君)全会一致と認
て、本案は全会一致をもつて原案ど
きものと決定いたしました。

案を問題に供します。

○委員長(林道君) 多数と認めます
案は多數をもって原案どおり可決しました。
は、これを委員長に御一任願いたい
定いたしました。
なお、五法案の審査報告書の作成
御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林遠君) これより請願
第三号旧勅章叙賜者の名誉回復に
六百四十七件を議題といたします。
ます。

請願の願意につきましては、お手元の資料で御承知をいただきたいと存じます。これらの請願につきましては、理事会におきまして協議いたしました結果、第五号国際障害者年に関する請願外六十六件はいずれも議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第三号旧勅書叙賜者の名誉回復に関する請願外五百八十件は保留とすることに意見が一致いたしました。

○委員長（林道君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林道君) 委員派遣に関する件についてお詫びいたします。閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

なお第一〇六号旧軍人・軍属恩給欠格者に対する恩給法等の改善に関する請願につきましては、願意の一部に検討を要する部分がありますので、その部分を除く旨の意見書案を審査報告書に付することといたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（林道君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、審査報告書並びに意見書案の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（林道君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林道君) 継続調査要求に関する件についてお詰りいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、両件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じます。が、御異議ございませんか。

○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔参考〕

臨時行政調査会設置法案の一部を次のよう[修]正する。

第一条中「社会経済情勢の変化に対応した適正

かつ合理的な行政の実現」を「国民に奉仕する民主的行政」へと切り替えた。

至的かつ能率的な行政の実現及び国と地方公共団体との間の適正な行政事務の再分配等による地方

「公共団体の自主性の拡大」に改める。

第一條第一項中「行政制度及び行政運営の改

告」を行政組織その他の行政制度及び行政運営の改善並びに二国二地方公共団体との間の行政事務

の改善並びに国と地方公共団体との間の行政事務の再配分等に改める。

第四条中「九人」を「十二人」に改める。

第五条のうち、第六項を第七項とし、第三項から第五項までの二項を第一項として、第二項を前

第五項までを一項ずつ繰り下り第二項中前項に定める資格を有する者

のうちから、「を「両議院の同意を得ないで」に改

め、同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

前項の委員のうちには、次に掲げる者を含ま

なければならない。

日本学術会議が推薦した者

二

昭和五十五年十二月十九日発行

參議院事務司

印刷者 大藏省印刷局

1